資産管理システムメンテナンスリース　質問について

| 項目（ページ数等） | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|
| 入札に参加される皆様へ　１ページ目 | 入札書は「封筒」に入れるとありますが、封筒の記載のご指定は特にないという認識でよろしいでしょうか。あればご教示いただけますと幸いです。 | 封筒の表に「件名」・「入札日」・「会社名」の記載をお願いします。 |
| 納期について | 全国的な半導体・メモリの供給不足や物流の遅延等の不測の事態が生じた場合に、メーカ側の事情で、納期が遅延となるような受注者の責によらない事由により遅延となった場合は、当社（リース会社）への指名停止等の処分や賠償請求、違約金請求等はないまま、契約期間変更等の協議に応じてもらえるか。 | 何らかの理由により、納期の遅延が発生する場合は申出を行ってもらい、その際正当な理由（天災、情勢の事情等）であれば、指名停止等の処分や賠償請求、違約金請求等はないまま、契約期間変更等の協議に応じる。 |
| 仕様書１１.リース期間満了後の取り扱い<br>　期間満了後は、ハードウェアを返却してリース契約を終了、又は再リースとする。<br>但し、返却する時は、次のとおりとする。<br><br>①㋑ータ消去<br>　納入機器借入期間満了後、甲の指示により対象機器の撤去を行い、ハードディスク内のデータを完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を甲に提出すること。<br>　また、これらにかかる全ての費用は、乙の負担とする。<br><br>②機器撤去費<br>　納入機器のリース期間満了後、機器の撤去にかかる費用は、乙の負担とする。 | データ消去場所は機器引揚後、リース会社所定の場所で問題ございませんでしょうか。またデータ消去方法の指定は特にないという認識でよろしいでしょうか。 | データ消去場所はリース会社所定の場所を想定しております。データ消去方法についてはデータが完全に消去され、復旧できない方法であれば指定はありません。 |
| 公告２．入札参加資格 | プライバシーマークについて、入札前に提出が必要か。 | プライバシーマークの認証書類（写し）は入札時に提出をお願いします。 |